

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

(平成一六年三月三十一日法律第六号)

一、提案理由(平成一六年三月一日・衆議院外務委員会)

川口国務大臣 ただいま議題となりました外務省設置法の一部を改正する法律案及び在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案について、一括御説明いたします。

……………(略)……………

次に、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案について御説明いたします。

改正の第一は、カザフスタンの首都移転に伴い、在カザフスタン日本国大使館をアルマティからアスタナに移転することです。

改正の第二は、在重慶日本国総領事館及び在カルガリー日本国総領事館の新設を行うことです。

改正の第三は、在カンザスシティ日本国総領事館、在エドモントン日本国総領事館及び在パリ日本国総領事館の廃止を行うことです。

改正の第四は、子女教育手当の加算限度額を引き上げることです。

改正の第五は、新設公館、在重慶日本国総領事館及び在カルガリー日本国総領事館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めるとともに、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額等を改定することです。

以上の改正内容のうち、在勤基本手当の基準額等の改定については、平成十六年度予算案と一致させて行うため、四月一日から実施する必要があります。

以上が、法律案の提案理由及びその概要です。

何とぞよろしく御審議をお願い申し上げます。

二、衆議院外務委員長報告(平成一六年三月一八日)

米澤隆君 ただいま議題となりました両案につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………(略)……………

次に、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、在外公館の新設等を行うものであり、その主な内容は、

在カザフスタン日本国大使館の位置の地名をアルマティからアスタナに改めること、

在重慶日本国総領事館及び在カルガリー日本国総領事館を新設し、在カンザスシティ、在エドモントン及び在パリの各日本国総領事館を廃止すること、

新設公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めるとともに、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定すること、

在外公館に勤務する外務公務員の子女教育手当の加算について改定すること等であります。

両案は、去る三月九日外務委員会に付託され、十一日川口外務大臣から提案理由の説明を聴取し、十六日質疑を行い、引き続き採決を行いました結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一六年三月一六日）

イラク戦争後の国家再建を支援するため、治安が極めて不安定な中で外交活動を続けていた日本人外交官二名が昨年十一月二十九日、襲撃により志半ばにして殺害されるという痛ましい事件があった。戦後の復興支援のために生命を危険にさらしながら外交活動を続ける必要性は、冷戦後の新たな国際安全保障環境の中でますます増える傾向にあると指摘されている。わが国としても国際社会の責任ある一員としてこれを主体的かつ積極的に行うとの立場から、在外公館の警備をはじめとする危機管理体制の強化を急がねばならない。

一方、外務省は、グローバル化する今日の国際社会にあって、わが国の国益を踏まえた能動的かつ戦略的な外交を展開することが求められており、そのために機構改革を含む外務省改革を早期に実現しなければならない。

また、北朝鮮による日本人拉致事件の早期解決は、国民の総意であると認識し、最優先課題として取り組む必要がある。

これらを踏まえ、政府は本法の施行にあたり、次の事項について検討の上、適切な措置を講ずるべきである。

- 一、外務省は、平和構築のための国際社会の取組に積極的に寄与できるよう、在外公館の警備をはじめとする危機管理体制の強化に全力で取組むこと。
- 二、外務省においては、国民の生命財産を守り、領土領海を守り、国益を守るために、日本外交の適切かつ効果的な力強い展開を図り、不祥事の再発を防止し、信頼を回復するために、より一層の情報公開と外交機能強化のための組織・制度の改革に全力で取組むこと。
- 三、わが国の深刻な財政事情並びに民間の厳しい諸情勢を厳粛に受け止め、在外公館に関わる予算の効率性・透明性を高めるための具体的措置を講ずること。
- 四、現下の厳しい国内情況に鑑み、在外職員の在勤基本手当並びに諸手当についても、各任地における諸外国外交官及び日本企業駐在員の給与制度及び水準も参考としつつ、勤務条件・現地の生活環境や物価水準、為替相場などを総合的に勘案し、適切な水準・内容となるよう努めること。
- 五、日本海呼称問題に関する誤った対応を二度と繰り返さないために、在外公館におけ

る訓令に対する履行、履行状況の本省への報告等の確実な実行を確保すると共に、在外公館における日本海呼称履行への取組を徹底すること。

六、在外公館においては、犯罪・テロ対策など在外邦人に対する安全対策について一層の機能強化を図ること。

右決議する。

三、参議院外交防衛委員長報告（平成一六年三月三一日）

山本一太君 ただいま議題となりました在外公館の名称位置・給与法等の一部を改正する法律案につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、在カザフスタン日本国大使館をアルマティからアスタナに移転すること、在重慶日本国総領事館及び在カルガリー日本国総領事館を新設すること、在カンザスシティ日本国総領事館及び在エドモントン日本国総領事館等を廃止すること、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定すること等について定めるものであります。

委員会におきましては、在外公館の新設、廃止の基準、在カンザスシティ総領事館廃止に伴う領事機能の維持、在外職員給与の改定に関する透明性の向上等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、在外公館の警備を始めとする危機管理体制の強化、より一層の情報公開と外交機能強化のための組織・制度の改革等に関する六項目から成る附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一六年三月三 日）

今日、我が国としても国際社会の責任ある一員として日本外交を主体的かつ積極的に行うとの立場から、在外公館の警備を始めとする危機管理体制の強化を急がねばならない。

一方、外務省は、グローバル化する今日の国際社会にあって、我が国の国益を踏まえた能動的かつ戦略的な外交を展開することを求められており、そのために機構改革を含む外務省改革を早期に実現しなければならない。

これらを踏まえ、政府は本法の施行に当たり、次の事項について検討の上、適切な措置を講ずるべきである。

一、外務省は、平和構築のための国際社会の取組に積極的に寄与できるよう、在外公館の警備を始めとする危機管理体制の強化に全力で取り組むこと。

二、外務省においては、国民の生命財産を守り、領土領海を守り、国益を守るために、本省と在外公館との緊密な連携の下に、日本外交の適切かつ効果的な力強い展開を図

り、不祥事の再発を防止し、信頼を回復するために、より一層の情報公開と外交機能強化のための組織・制度の改革に全力で取り組むこと。

三、我が国の深刻な財政事情並びに民間の厳しい諸情勢を厳粛に受け止め、在外公館に関わる予算の効率性・透明性を高めるための具体的措置を講ずること。

四、現下の厳しい国内状況にかんがみ、在外職員の在勤基本手当並びに諸手当についても、各任地における諸外国外交官及び日本企業駐在員の給与制度及び水準も参考としつつ、勤務条件・現地の生活環境や物価水準、為替相場などを総合的に勘案し、適切な水準・内容となるよう努めること。

五、日本海呼称問題に関する誤った対応を二度と繰り返さないために、在外公館における訓令に対する履行、履行状況の本省への報告等の確実な実行を確保するとともに、在外公館における日本海呼称履行への取組を徹底すること。

六、在外公館においては、犯罪・テロ対策など在外邦人に対する安全対策について一層の機能強化を図ること。

右決議する。